

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客様満足の実現を通じて企業価値の最大化を図ることで、ステークホルダーの期待に応えます。同時に、高い倫理観をもって社会的責任を果たしつつ、地域社会へ貢献します。

こうした考え方のもと、経営組織や諸制度を整備し、透明性、公正性を高めることを重要な課題の1つと位置づけています。また、取締役会の監督機能の強化、財務の信頼性の確保、業務の有効性と効率化の向上に取り組んでいます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2-(2) 招集通知の早期発送・公表

株主総会議案の検討時間を十分に確保できるよう、可能な限り招集通知の早期発送に努めます。また、株主総会の招集に係る取締役会決議の後、招集通知を発送するまでの間において、オンラインで招集通知の電子開示を行っています。

補充原則1-2-(4) 議決権の電子行使・招集通知の英訳

現在、インターネットによる議決権の行使及び招集通知の英訳は行っていないが、今後導入を検討します。

補充原則4-2-(1) 業績連動報酬・自社株報酬の割合の適切な設定

経営陣の報酬は、株主総会で決議された限度額内で、各人の業務執行状況や会社への貢献度を勘案した定額報酬と、単年度業績連動報酬を基本とし、自社株報酬は設定していません。中長期的な業績と連動する報酬については、今後の検討課題とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4 いわゆる政策保有株式

当社の事業活動を円滑に行うこと、また取引を強化することを目的とし、政策保有株式を保有する場合があります。保有する株式については、当社の企業価値に与える影響を考慮のうえ、適宜見直しを行います。

保有する株式の議決権行使に当たっては、各議案が当該会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものか否か、また株主価値の毀損につながらないかといった点を総合的に判断のうえ行使します。

原則1-7 関連当事者間の取引

関連当事者との取引を行う際には、取締役会規則に基づき、その取引内容を取締役会において精査しています。会社と取締役間での取引では、当社株式売買、当社不動産売買又は賃貸借、銀行借入れ等の債務保証について、取締役会での承認が必要になります。また、当該取引に係る役員は定足数から除外のうえ議案の決議を行うこととしています。

当該取引は、会社法及び関連当事者の開示に関する会計基準等の規定に従い、開示しています。

原則3-1 情報開示の充実

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「お客さまの満足度No.1を目指す」「エキサイティング・カンパニー実現を目指す」「働き甲斐のある企業を目指す」という企業理念のもと、ステークホルダーと一緒に「驚きと感動を提供する新しい街づくり」を目指しています。

戦略としては、西日本エリアへの地域密着型店舗の積極的な出店、地元企業との協調を進めます。それらの方策により、地域ドミナントの構築を図り、地域の賑わい創出や経済発展に寄与し、地域とともに成長・進化していきます。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、お客様満足の実現を通じて企業価値の最大化を図ることで、ステークホルダーの期待に応えます。同時に、高い倫理観をもって社会的責任を果たしつつ、地域社会へ貢献します。

こうした考え方のもと、経営組織や諸制度を整備し、透明性、公正性を高めることを重要な課題の1つと位置づけています。また、取締役会の監督機能の強化、財務の信頼性の確保、業務の有効性と効率化の向上に取り組んでいます。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員報酬は、株主総会の決議によって、その限度額を4億円と定めています。個々の役員の具体的な報酬額は、株主総会で決議された限度額内で、各役員の業務執行の状況や当社への貢献度を勘案した定額報酬と、単年度の業績を反映した業績連動報酬の額を、独立社外取締役を構成員に含む会議体での事前審議を経て、取締役会にて決定します。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任、社内取締役候補者の指名については、「革新・挑戦・スピード」をキーワードに、豊富な業務経験と知識をもち、リーダーシップに優れていることを基準とし、高い倫理観とコンプライアンス意識をもって、当社の企業価値最大化のために職務を遂行できる者を、独立社外取締役を構成員に含む会議体での事前審議を経て、取締役会での十分な検討を行い決定しています。

また、社外取締役候補者の指名については、専門分野の異なる高度な知識と豊富な経験を有し、当社の成長戦略に欠かさない新店投資等のリスクについての指摘など中立的・客観的な視点で積極的に提言し、自由闊達な議論を行える者を、独立社外取締役を構成員に含む会議体での事前審議を経て、取締役会での十分な検討を行い決定しています。

監査役候補者の指名については、専門的な経験と知識をもち、中立的・客観的な立場から公正な監査を行える者を、独立社外取締役を構成員に含む会議体での事前審議を経て、監査役会の同意を得たうえで、最終的に取締役会で決定しています。

なお、独立社外取締役及び独立社外監査役の候補者の指名においては、東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準を踏

まえて決定しています。
(v)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役および監査役候補者の選任・指名理由について、株主総会招集通知にて開示しています。

補充原則4-1-(1) 経営陣への委任の範囲
取締役会は、法令および定款に定めるものの他、取締役会規則に基づき、人事、機構改革、労務管理に関する制度、固定資産、株式、長期的資金調達、投資、株主資本、関係会社に関する事項など、会社業務に関する重要な事項について意思決定します。
取締役会の経営陣に対する委任の範囲は、取締役会の専決事項以外の業務執行であり、その詳細は、職務分掌規程および職務権限行使規程に定めています。

原則4-8 独立社外取締役の有効な活用
独立社外取締役を2名選任しており、経営の透明性の確保と監督機能の強化を図っています。現状、取締役全体における独立社外取締役の割合は、3分の1を下回っていますが、独立社外取締役は十分機能していると考えています。さらなる充実のために、今後、社外取締役の増員を検討します。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、「当社およびその子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者」でないなど、客観的に経営陣から独立した立場にあること、また一般株主と利益相反関係が生じる恐れがないことを確認し、独立性を判断しています。

補充原則4-11-(1) 取締役会の全体のバランス、多様性、規模に関する考え方
当社の取締役会は、独立社外取締役2名を含めた8名で構成しています。
社内取締役には、「革新・挑戦・スピード」をキーワードに、豊富な業務経験と知識をもち、リーダーシップに優れていることを基準とし、高い倫理観とコンプライアンス意識をもって、当社の企業価値最大化のために職務を遂行できる者を、取締役会での十分な検討を経て選任しています。
また、社外取締役には、専門分野の異なる高度な知識と豊富な経験を有し、当社の成長戦略に欠かせない新店投資等のリスクについての指摘など中立的・客観的な視点で積極的に提言し、自由闊達な議論を行える者を、取締役会での十分な検討を経て選任しています。
これにより、取締役会として、迅速かつ適切な意思決定を可能にするとともに、独立した立場からの業務執行に対する監督助言機能を備え、多様なバックグラウンドに基づく知識・経験・能力等を経営に生かすことができる構成とすることを考えています。

補充原則4-11-(2) 取締役・監査役の兼任状況
取締役および監査役の重要な兼職の状況は、事業報告および株主総会招集通知にて開示しています。なお、取締役および監査役の候補者選定等においては、当社以外に役員を兼任している会社等が3社以下である点を考慮しています。

補充原則4-11-(3) 取締役会の実効性の分析・評価
取締役会は、独立社外取締役2名を含む8名で構成され、積極的かつ効果的な議論を行っています。議案にあたっては、必要十分な情報提供をもとに事前に検討し、それぞれの経験および専門的知識に基づく意見を発言し、それが業務執行に反映されています。
各取締役は、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動し、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じ定期的に検証を行っています。また、コンプライアンス、リスク管理を含む内部統制体制の整備・運用状況等についても検証を行っています。
その検証結果をベースとし、意思決定に係る情報集約体制、多様な視点での議論の深耕、適切な意思決定への結実等の評価項目による取締役会全体の実効性についての分析・評価結果については、今後開示します。

補充原則4-14-(2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針
取締役には、定期的に、法務等に関する専門家の研修、リーダーシップ・経営戦略等に関する外部講師による研修、成長戦略についての勉強会等を実施しています。
また、社内取締役は、日本チェーンストア協会・日本スーパーマーケット協会等の業界団体での交流を通じて、日々研鑽を積んでいます。社外取締役には、当社グループの事業及び課題についての説明を行うとともに、社会一般的に求められる社外取締役の役割および責務についての外部機関主催の研修の場を提供しています。
常勤監査役は、監査役協会および外部会計監査人主催の研修に参加し、そこで得た情報を他の監査役と共有化しています。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主との建設的な対話を通じ、会社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上を目指します。対話については代表取締役社長が統括し、合理的な範囲で、経営陣幹部が面談に臨むことを基本とし、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで対応します。

<株主との建設的な対話を促進するための方針>
・専務取締役管理本部長をIR担当役員とし、関係部署間の緊密な連携を図りながら、対応しています。
・財務部にIR担当を設置し、総務部他、関連部署と連携を取り、個人株主および機関投資家等に対応しています。
・IR活動の概要については、当報告書「III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 2. IRに関する活動状況」に記載しています。
・対話において把握された株主の意見懸念については、経営会議での報告など、適宜、経営陣へフィードバックしています。
・株主との対話にあたっては、法令及び関連規則等を遵守し、インサイダー情報を適切に管理しています。
・当社は、必要に応じ株主構造の把握に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山西ワールド株式会社	19,935,884	25.28
第一不動産株式会社	4,208,000	5.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,954,100	3.75
株式会社広島銀行	2,362,078	3.00

イズミ広島共栄会	2,157,162	2.74
日本生命保険相互会社	2,093,902	2.66
山西 泰明	2,036,040	2.58
第一生命保険株式会社	2,030,306	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,785,200	2.26
全国共済農業協同組合連合会	1,335,100	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

・当社は、平成23年12月6日付でJPMorgan・アセット・マネジメント株式会社他1社連名による大量保有に係る変更報告書を受領しており、同報告書によると平成23年11月30日現在、JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社他1社は合計で4,148千株(所有比率5.26%)所有していますが、当社として当事業年度末の実質保有株式数の確認ができない部分については、上記の表には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
似鳥 昭雄	他の会社の出身者								○			
米田 邦彦	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
似鳥 昭雄	○	——	全国トップの家具・インテリア用品の製造物流小売業であるニトリグループの株式会社ニトリホールディングス代表取締役会長等、企業の経営に関する豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任します。また、社外取締役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。

米田 邦彦	○	_____	経営学を専門とする大学教授であり、企業経営について幅広い知識と高い見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役として選任しています。同氏と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しています。また、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される立場から、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
-------	---	-------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に情報交換を行い、会計監査の状況を把握するとともに、監査役会は会計監査人による会計監査の結果について報告を受けています。また、監査役は、内部監査部門である経営管理部内部監査課からの報告を受け内部監査の情報の共有化を図り、相互連携して監査業務を推進しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松原 治郎	公認会計士													
通堂 泰幸	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」「
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

松原 治郎	○	——	公認会計士で税務・会計の専門家としての知識・経験を活かし、公正な監査をしていただくことから社外監査役に選任しています。同氏と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しています。また、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される立場から、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
通堂 泰幸		——	税理士で税務・会計の専門家としての知識・経験を活かし、公正な監査をしていただくことから社外監査役に選任しています。同氏と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役賞与について、社内計画の達成度に応じて支給しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成29年2月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8名 415百万円
(うち社外取締役 2名 9百万円)
監査役 3名 13百万円
(うち社外監査役 2名 7百万円)
(注)

1. 株主総会の決議(平成28年5月26日改定)による取締役の報酬の限度額は年額400百万円(うち社外取締役分30百万円)です。
2. 株主総会の決議(平成6年5月26日改定)による監査役の報酬の限度額は年額20百万円です。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれていません。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額2百万円(取締役1百万円、監査役1百万円)を含めています。
5. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額192百万円(取締役191百万円、監査役1百万円)を含めています。
6. 上記報酬等の額のほか、社外監査役2名が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は5百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役報酬限度額について株主総会の決議(平成28年5月26日改定)により400百万円(うち、社外取締役分30百万円、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と定めています。なお、取締役個々の報酬については取締役会において決議しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、監査役兼務スタッフが監査業務をサポートすることにより、監査役の監査機能の充実を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 企業統治の体制

当社は、取締役8名(うち社外取締役2名)で構成し、任期を2年とし業務執行の透明性と経営責任の明確化を図っています。取締役会は、原則として、月1回開催し、充実した審議と取締役の職務執行に関する監督が行われています。取締役8名の中から代表取締役1名を選定し、代表取締役の下に執行役員7名を選任して業務執行にあたらせており、各取締役及び執行役員における経営方針等に関する施策に対する報告・意見交換は毎週1回の経営会議において実施しています。当社グループ会社の経営状況につきましては、月1回の連結評価会議及び実績検討会において、各グループ会社の社長を招集して各社の経営チェックを行う体制をとっています。

また、当社は監査役会設置会社であり、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成し、取締役会においては、監査役に対して取締役会議案に対する客観的な意見を求めるとともに、監査役が取締役の意思決定及び業務執行状況の監査をしています。

さらに、適正かつ効率的に経営監視を行うために、4名の顧問弁護士による経営に関する助言・指導をいただいています。

当社は上述のコーポレート・ガバナンスが有効に機能していると認識しており、後述の内部統制システム及びコンプライアンス・リスク管理体制と合わせ、効率的な業務の執行と効果的な経営監視機能が働いていると考えています。

また、独立した立場から経営の客観性・透明性を高めるために、豊富な経験と幅広い見識を有した人材を社外取締役に選任しています。

・内部統制システム及びコンプライアンス・リスク管理体制の整備状況

イ) 各事業本部とは独立した経営管理部が主管となってコンプライアンス・リスク管理委員会を毎月1回開催し、当社各部門並びにグループ会社から選出されたコンプライアンス・リスク管理委員出席の下、当社グループ全体のコンプライアンス教育及びリスク管理のモニタリング活動報告について審議しています。当委員会の議事内容については、取締役及び監査役に報告しています。

ロ) イズミグループ行動憲章を定め、当社及びグループ会社の取締役・従業員の行動規範として、事業活動における法令遵守に努めています。また、法令遵守の徹底・意識向上のため「イズミホットライン」(内部通報制度)を設置し、当社及びグループ会社からの様々なリスク発生の未然防止に努めています。

ハ) 事業活動において生じた様々なリスクへの対応については、お客様の安全確保、被害の最小化を主たる目的として、全社連絡体制を整備して対処しており、地震等の災害時においては直ちに緊急対策本部(本部長は代表取締役社長)が設置される仕組みとなっています。

・当社及びグループ会社から成る企業集団(当社グループ)における業務の適正を確保するための体制

イ) グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社の連結評価会議において3か月に1回の報告を義務づけています。

ロ) 当社のグループ会社に対するリスク管理については、月1回開催される当社のグループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において、グループ会社が抱えるリスクの報告を受けた上で、その対応策を審議しています。

ハ) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に係る連結ベースの年度経営計画の策定等、当社グループ全体の経営を適正に管理監督しています。

ニ) グループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において審議・決定した法令遵守及びリスク管理については、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理委員が各社の取締役及び使用人に周知徹底しています。

ホ) 当社の経営管理部内部監査課は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行っています。

ヘ) グループ会社において重大な法令違反または社会的信用を失墜するようなリスクが発生した場合、直ちに当社経営管理部に報告する体制を整備しています。

(2) 内部監査及び監査役(監査役会)監査

当社の内部監査部署としては、各事業本部とは独立した経営管理部内に内部監査課を設置し、内部監査強化のため9名のスタッフを配置しています。内部監査課は、年間監査計画に基づいて業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査し、本社内の各部門及び各店舗並びに当社グループ会社に対して助言・指導を行い、それらの結果について代表取締役及び監査役に報告しています。

当社の監査役監査につきましては、常勤監査役1名及び社外監査役2名の3名で監査役会を構成し、監査役会は原則として月1回開催しています。常勤監査役は税理士であり、税務・会計の専門家としての知識・経験を有しており、同様に社外監査役の2名もそれぞれ公認会計士、税理士です。各監査役は内部監査課からの報告を受け、内部監査の情報の共有化を図るとともに、監査役、会計監査人及び内部監査課は連携して定期的に各店舗の監査に臨店して情報交換を行うことにより、内部統制・会計監査の状況を把握し、監査役会において会計監査人による会計監査の結果の報告を受けています。

また、監査役の監査業務をサポートするため、監査役補助スタッフ(兼務)を2名選任し、監査役の監査機能の充実を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上述のコーポレート・ガバナンスが有効に機能していると認識しており、後述の内部統制システム及びコンプライアンス・リスク管理体制と合わせ、効率的な業務の執行と効果的な経営監視機能が働いていると考えております。また、独立した立場から経営の客観性・透明性を高めるために、豊富な経験と幅広い見識を有した人材を社外取締役に選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会議案の検討時間を十分に確保できるよう、可能な限り招集通知の早期発送に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	現在、インターネットによる議決権の行使は行っておりませんが、今後導入を検討します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を開催するとともに証券会社が企画する個人投資家セミナーへ参加しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算の発表後、決算概要や経営方針に関する説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社の開催するコンファレンスに参加しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR情報に関するURL http://www.izumi.co.jp/ 掲載情報 月次売上、決算資料、業績推移、株式情報、株主総会、IRカレンダー、決算公告、IR information (English)、ニュースリリース、株価情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部財務課がIR活動に係る専任部署として活動しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	イズミグループ行動憲章に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域社会への貢献活動や環境保全活動に取り組むとともに、「イズミ・グループ社会・環境報告書」を作成しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業グループとしての社会的責任を適正に遂行し社会の公器として誠実な企業であり続けるため、コンプライアンス(法令遵守)の徹底を経営の重要課題と位置付け実効性のあるコンプライアンス体制を推進し社会からの信頼を確立する。
- (2) 企業グループ全体の取締役及び使用人のコンプライアンスを推進するために、経営管理部を設置する。
- (3) 取締役及び使用人は、事業活動における法令遵守を徹底するために「イズミグループ行動憲章」を掲げ、行動規範として職務を執行する。
- (4) 経営管理部内部監査課は、定期的実施する内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款等に適合しているか検証する。
- (5) 使用人が法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。
- (6) 経営管理部は、コンプライアンスに係る状況について定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- (7) 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
- (8) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を構築する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報・文書については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の整備を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報等については、必要に応じて事後的に閲覧が可能な体制を構築する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクとは事業活動に潜在する不確実な事象であることを認識し、その特定、評価、是正措置に対する方針を速やかに決定し、取締役会においてそのリスクマネジメントがでる体制を構築する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- (2) 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議案の審議に関する十分な資料が全役員に配布されるものとする。

5 当社及びグループ会社から成る企業集団(当社グループ)における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社の連結評価会議において3か月に1回の報告を義務づける。
- (2) 当社のグループ会社に対するリスク管理については、月1回開催される当社のグループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において、グループ会社が抱えるリスクの報告を受けた上で、その対応策を審議する。
- (3) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に係る連結ベースの年度経営計画の策定等、当社グループ全体の経営を適正に管理監督する。
- (4) グループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において審議・決定した法令遵守及びリスク管理については、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理委員が各社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (5) 当社の経営管理部内部監査課は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
- (6) グループ会社において重大な法令違反または社会的信用を失墜するようなリスクが発生した場合、直ちに当社経営管理部に報告する体制を整備する。

6 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとする。
 - (2) 監査役室に所属する補助すべき使用人の選任については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
 - (3) 監査役室に所属する補助すべき使用人の業務執行に対しては、不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害しないように留意する。
- 7 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制及び当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

8 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の支払に係る方針及びその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が監査を実施するために要する弁護士等の社外の専門家に対しての相談・鑑定・調査等その他の事務委託費用を負担する。
- (2) 当社グループの代表取締役及びその他の取締役は、監査役と素素から相互の意思疎通を図るほか、監査役監査の重要性と有用性を認識し理解を深め、監査役の要求があれば積極的に協力する。
- (3) 監査役は、経営管理部内部監査課及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報の共有化を図り、連携して監査を遂行する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業活動における社会的責任の基本となるものは、コンプライアンスであるとの考えのもとに、当社としては、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、取締役会において当社及びグループ会社における行動規範として「イズミグループ行動憲章」を制定しました。具体的には「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決します。」と定めており、反社会的勢力を排除することは、まさにコンプライアンスそのものであると認識しております。当社はこのイズミグループ行動憲章に則り、反社会的勢力に対しては取引を含めた一切の関係を遮断するとともに、裏取引や資金提供などは行いません。また、反社会的勢力からの要求等があった場合には、警察等の外部専門機関との連携のもと、組織として対応するとともに、必要に応じて、民事と刑事の両面から法的な対応をとります。当社は、反社会的勢力排除に向けて以下のような社内体制等の整備を行っております。社内組織等としては、各部署別にその役割を定めているとともに、本社の総務課を、全社的な対応を統括する部署とし、各種の対応マニュアルを整備するとともに、外部の専門機関である各県の「暴力追放運動推進センター」・危機管理を専門とする会社・警察・弁護士等との連携を図る体制を構築しております。

統制活動としては、各種の対応マニュアルを社内イントラネット等に掲示して従業員への周知や「不当要求防止責任者講習」への積極的な参加並びに外部の専門機関からのアドバイス等を受け、適切に対応しております。また、反社会的勢力の情報については、警察・弁護士等の専門機関及び「企業防衛協議会」等から積極的に収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社及びグループ会社について、重要な事実や決算情報等を把握管理するとともに、諸法令や証券取引所の定める規程に則った適時適正な開示に努めています。

適時開示に係る社内体制としては以下のとおりです。

- ・複数部門の参加による開示検討会議において、グループ全体の開示事由の掌握と開示必要性を検討する
- ・開示検討会議は、開示書類の作成、検討、提出手続きの管理を行う
- ・開示検討会議は、開示に関する正確な知識の取得のために諸法令等の改正動向の把握と組織的共有に努める

